

## 公立大学法人広島市立大学理事長候補者の選考等 に関する規程

平成24年3月27日

規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款第10条第3項及び第12条第1項並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第75条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の理事長（以下「理事長」という。）の候補者（以下「理事長候補者」という。）の選考、理事長の任期及び解任手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期等)

第2条 公立大学法人広島市立大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3か月前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行う。

3 選考会議は、第1項各号に該当する事由が生じたときは、速やかに、選考日程その他理事長候補者の選考に関し必要な事項を定め、公示しなければならない。

(理事長候補者の資格)

第3条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人の経営管理能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(推薦の要請)

第4条 選考会議は、第2条第3項の公示を行ったときは、速やかに経営協議会及び教育研究評議会に対し、期限を付して、理事長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦を行うよう要請する。

(審議機関からの推薦)

第5条 経営協議会及び教育研究評議会は、前条の要請があったときは、選考対象

者の同意を得た上、選考会議に対し、経営協議会にあつては2人以内、教育研究評議会にあつては3人以内を選考対象者として推薦を行うことができる。なお、2人以上の推薦をする場合においては、順位を付さずに行うものとする。

(選考会議委員からの推薦)

第6条 選考会議の委員は、選考対象者の同意を得た上、選考会議に対し、選考対象者1人に限り推薦を行うことができる。

(教職員からの推薦)

第7条 教育研究評議会は、教職員(選考会議の委員である者を除く。)の連名による推薦(以下「教職員推薦」という。)を受け付けるものとする。

2 前項の連名による推薦が可能な者は、第2条第3項に規定する公示の日において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 公立大学法人広島市立大学職員就業規則平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「職員就業規則」という。)第2条に規定する職員

(2) 公立大学法人広島市立大学特任教員就業規則(平成22年公立大学法人広島市立大学規則第4号)第2条に規定する特任教員

(3) 公立大学法人広島市立大学特任職員就業規則(平成24年公立大学法人広島市立大学規則第2号)第2条に規定する特任職員

3 教職員推薦は、選考対象者の同意を得た上、教職員のうち10人以上の連署をもって、その代表者から教育研究評議会に対し行わなければならない。この場合において、教職員は自らを推薦すること及び複数の者を推薦することができない。

4 前項の推薦を行った教職員の氏名は、代表者を除き非開示とする。

(選考会議による選考)

第8条 選考会議は、第5条及び第6条の規定により経営協議会及び教育研究評議会又は選考会議委員から推薦された選考対象者のうちから選考する。

2 選考会議は、前項の選考対象者に対し、選考対象者になることの意味を確認するとともに、理事長に就任した場合における所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

3 選考会議は、選考対象者について、書類及び面接により審査し、最終的に1人を理事長候補者として選考する。

4 選考会議は、前項の選考の結果を速やかに理事長又はその代理者に報告するとともに公表する。

5 理事長又はその代理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに広島市長（以下「市長」という。）に対して、次期理事長の任命を申し出るものとする。

（任期）

第9条 理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 理事長が任期の途中で欠けた場合の後任の理事長の任期は、選考会議が別に定める。

（解任の申出）

第10条 選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の解任を市長に申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (4) その他理事長たるに適しないと認められるとき。

（解任の審査）

第11条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の解任について審査を行わなければならない。

- (1) 市長が、理事長が法第17条第2項又は同条第3項の規定に該当するに至ったと認め、当該理事長の解任について選考会議に付すよう選考会議の議長に対し依頼したとき。
  - (2) 経営協議会又は教育研究評議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任を請求したとき。
  - (3) 選考会議が、前条各号に該当するおそれがあると認めたとき。
  - (4) 職員就業規則第2条に規定する職員の3分の1以上にあたる者が、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任を請求したとき。
- 2 選考会議は、前項の審査を行うときは、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、審査の結果を速やかに理事長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 4 選考会議は、解任の申出を行うことを決定したときは、市長に対し解任の事由

を付して理事長の解任を申し出るものとする。

(庶務)

第12条 理事長候補者の選考及び理事長の解任手続等に関する事務は、事務局企画室において処理する。

(規程の解釈又は適用)

第13条 この規程の解釈又は適用について疑義があるときは、選考会議がこれを決する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、理事長候補者の選考、理事長の任期及び解任手続等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行する。